

消費税率アップに伴い介護報酬は0.39%アップ

目的は、消費税アップによる課税費用増加へ対応するため

- 基本報酬アップ＋加算アップ
- 全サービス平均の課税費用割合：21%
(「介護経営実態調査」で非課税費用(人件費等)を除いた課税費用の割合)
- この課税費用割合(21%)に消費税の増税分(2/108)を乗じて、
介護報酬は0.39%アップ
- 区分支給限度額は前回(5%⇒8%)と同様に引き上げる
- 施設の食費・居住費も上乘せする
- 福祉用具貸与の上限設定価格も税率引き上げ分(110/108)アップ

10月からの新しい「区分支給限度額」

令和元年(2019年)10月から消費税率が2%引き上げられるのに伴い、介護サービス施設・事業所に実質的な負担が生じないように、0.39%の介護報酬改定が行われる

新旧「区分支給限度額」の比較

	新単位	旧単位
要支援1 (290円)	50,320	50,030
要支援2 (580円)	105,310	104,730
要介護1 (730円)	167,650	166,920
要介護2 (890円)	197,050	196,160
要介護3(1,170円)	270,480	269,310
要介護4(1,320円)	309,380	308,060
要介護5(1,520円)	362,170	360,650

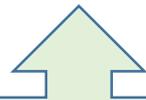
(注)カッコ内の数字は新旧の差

10月からの居宅介護支援の新報酬

	要介護1・2	要介護3～5
I 40件未満	1,053 ⇒ 1,057	1,368 ⇒ 1,373
II 40～60件未満	527 ⇒ 529	684 ⇒ 686
III 60件以上	316 ⇒ 317	410 ⇒ 411

介護職処遇改善 (8万円アップまたは年収440万円)の要件

- ①介護職の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得している事業所が条件
(現状で88.7%がⅠ～Ⅲを取得している)
- ②職場環境要件に複数の取り組みをしている
- ③加算等の取り組みをホームページなどで公開する
- ④加算率は勤続10年以上の介護福祉士数に応じサービス毎に設定
- ⑤配分方法は勤続10年以上の介護福祉士・他の介護職・介護以外の職員の3つのグループに分け、配分比率を事業所がルール化する



財源は消費税から1,000億円、保険料から1,000億円

(注) サービスごとの新しい報酬は2019年4月17日公表の厚生労働省告示等を参照

介護職のサービス別の処遇改善加算

消費増税に伴う処遇改善加算の対象は、Ⅰ～Ⅲを取得している事業所のみ

サービス区分	特定処遇加算	
	新加算Ⅰ(%)	新加算Ⅱ(%)
訪問介護・夜間対応型訪問介護	6.3	4.2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3	4.2
訪問入浴	2.1	1.5
通所介護、地域密着型通所介護	1.2	1
通所リハビリ	2	1.7
特定施設入居者生活介護（密着型）	1.8	1.2
認知症対応型通所介護	3.1	2.4
小規模多機能、看護小規模多機能	1.5	1.2
認知症対応型共同生活介護	3.1	2.3
特養ホーム(地域密着)短期入所生活	2.7	2.3
老人保健施設・老健ショートステイ	2.1	1.7
介護療養型・介護医療院、ショートステイ	1.5	1.1

加算(Ⅰ)を算定できるのは、加算の取得要件を満たした上で訪問介護ならば特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は日常生活継続支援加算、通所介護や通所リハビリテーションなどはサービス提供体制強化加算の算定が要件

対象外:訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、福祉用具販売、居宅療養管理指導、居宅介護支援、予防支援

施設・食費・居住費のアップ

施設系の食費・居住費の変更

(円)

		新価格	旧価格
全施設	食費	42,317	41,952
特養	多床室	25,992	25,536
	従来個室	35,598	34,960
老健	多床室	11,461	11,248
	従来個室	50,707	49,856
療養型	従来個室	50,707	49,856
全施設	ユニット型 個室	60,982	59,888

補足給付として所得と資産に応じた減額

所得・資産の段階別負担限度額(月額)

		第1段階	第2段階	第3段階
食費	全施設	0.9万円	1.2万円	2.0万円
多床室	特養等	0円	1.1万円	1.1万円
	老健・療養・ 医療院	0円	1.1万円	1.1万円
従来個室	特養等	1万円	1.3万円	2.5万円
	老健・療養・ 医療院	1.5万円	1.5万円	4.0万円
ユニット型 個室	全施設	2.5万円	2.5万円	4.0万円